

# スポーツクラブナック会員会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブの名称はスポーツクラブナック（以下クラブ）と称します。

(所在地)

第2条 本クラブの所在地は、茨城県土浦市真鍋6丁目26番64号です。

(管理及び運営)

第3条 本クラブの施設・運営・管理は株式会社スポーツクラブナックが行います。

(目的)

第4条 本クラブは、会員が施設を利用して、各自の心身の健康維持と増進を図り、合わせて会員相互の親睦を図れる品位有る憩いの場とすることを目的とする。

## 第2章 会員の種類と資格

(会員の種類)

第5条 本クラブの趣旨に賛同される満16歳以上の方で、本クラブが入会を認めた方を会員とします。

会員の種類は次の各号のとおりとします。

(1) 個人会員（正会員・イブニング会員・デイトタイム会員・土日会員）

個人を対象とし、記名式とします。

(2) 法人会員A

法人を対象とし、法人会社単位2名までの記名式とします。

(3) 法人会員B

法人を対象とし、本クラブから利用権を受けた法人の社員およびその家族の無記名とします。

(入会及び施設利用資格)

第6条 本クラブの趣旨、目的に賛同し、第7条の手続きを経て、会員証の貸与を受けたとき、本クラブの会員となります。

(入会手続き、入会金、会費)

第7条 本クラブに入会を希望する方は所定の手続きを行い、本クラブの承認を得た上で、別途細則に定める入会金、会費を本クラブに納入するものとします。

2 入会金はいかなる場合においても返還しません。

(休会)

第8条 会員の傷病等、やむを得ない事情により、3ヶ月以上休会する場合は別途細則に定める休会届けを提出する事により、その期間を休会することができます。

(退会)

第9条 会員が本クラブを退会する場合は、本クラブが定める退会届を提出し諸会費等の未納がある場合は、これを完済して退会するものとします。

2 退会届は、当月の10日迄に届けるものとし、退会届を提出した当月の会費は支払うものとします。

(除名等)

第10条 本クラブは、会員が次の各号の一に該当した場合、会員資格の停止又は、除名をすることが出来ます。

- (1) 会費その他の諸支払いを滞納し、期限を定めた催促にも応じない場合。
- (2) クラブの名誉、信用を著しく傷つけ、他の会員の迷惑になる行為があった場合。
- (3) クラブの会則及びその他の諸規則に反した場合。
- (4) 故意にクラブの施設・設備等を破損した場合。
- (5) その他、処分を相当とする行為があり、クラブが処分を決定した場合。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は次の各号の一に該当したときに会員資格を失います。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 死亡
- (4) その他の事由

## 第3章 会員の権利・義務

(会員証)

第12条 本クラブは、会員に対して、会員証（以下ナックカードという）を発行します。

2 会員は、ナックカードを紛失又は破損した場合は、速やかに所定の手続きを行い、クラブに再発行の申請を行うものとします。

尚、再発行に伴う実費は、会員の負担となります。

(会費)

第13条 本クラブの会費及び支払方法は、別途細則に定めるものとします。

2 会員は、1項にいう会費を施設の利用の有無に関わらず、支払わなければなりません。

3 既納の会費は理由のいかんに関わらず返還いたしません。

(施設の利用、利用料)

第14条 会員は、別途細則の定めに従い、利用料を支払うことにより本クラブの施設を会員種別それぞれの時間内の利用が出来ます。

2 会員は利用に際しては必ずナックカード携帯し、フロントに提示しなければなりません。

3 本クラブの施設の利用状況、催し物、特別行事等の場合は施設の利用範囲及び利用時間の制限を行うことが出来ます。

- 4 別途施設のテニスコートの利用に当っては予約制とし、別途細則に定める使用料金を支払うことにより利用出来ます。

#### 第4章 その他

(ビジターの利用)

第15条 本クラブは会員以外の方(以下ビジターという)の施設利用も認めます。

- 2 ビジターの使用料金、その他、ビジターの利用に関する事項は、別途細則に定めるものとします。

(施設の廃止、利用制限)

第16条 本クラブは、天災地変、施設の補修、行政指導等、やむを得ない事由が発生した場合は、施設の一部を廃止又はその利用を制限することが出来ます。

(損害賠償責任等)

第17条 会員及びビジターが本クラブの諸施設利用中、自己の責任に帰すべき人的物的事故により本人が受けた損害に対しては、本クラブは一切損害賠償の責任を負いません。

- 2 会員及びビジターが本クラブの諸施設利用中、自己の責任に帰すべき事由により本クラブ又は第三者に損害を与えた場合は、会員及びビジターは速やかにその賠償の責任を負うものとします。

- 3 本クラブは会員及びビジターの諸施設利用中に生じた盗難、傷害等の事故については、一切責任を負わないものとします。但し、本クラブに故意又は重大な過失があった場合には、この限りではありません。

(休館日)

第18条 本クラブは本クラブ施設の保持点検等のため、施設の休館日を設けることが出来ます。

(細則)

第19条 本会則に定めのない事項及び本クラブの運営上必要な細則は、本クラブがこれを定める。

(制定、改正、廃止)

第20条 本会則の制定・改正・廃止は、本クラブが定め、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

#### 付 則

(施行期日)

第21条 本会則は平成 8年 4月 1日より施行する。  
 平成15年 4月 1日一部改正  
 平成18年 5月 1日一部改正  
 平成22年12月 1日一部改正  
 平成26年 4月 1日一部改正(会員種別増設)  
 平成29年 8月 1日一部改正(社名変更)

#### 細 則

(会員種別・コース)

第1条 会則第5条の会員の種類に対し次の各号のコースを設ける。

- (1) Aコースは月会費に利用料は含みません。  
 (2) Bコースは月会費に利用料を含みます。  
 但し法人会員はAコースのみとします。

(入会金)

第2条 会則第7条における入会金は、次表のとおりとします。

会員種別	入会金
正会員	5,400円
家族会員	5,400円
イブニング会員	5,400円
デイトム会員	5,400円
土日会員	5,400円
法人会員A	162,000円
法人会員B	432,000円

但し、消費税を含んでいます。

(会 費)

第3条 会則13条における会費は、次表のとおりとします。

- (1) Aコース 月会費に利用料は含みません。  
 (2) Bコース 月会費に利用料を含みます。

会員種別	会員資格	Aコース(月会費)	Bコース(月会費)
正会員		7,560円	10,800円
家族会員		7,560円	10,800円
イブニング会員		5,400円	8,640円
デイトム会員		5,400円	8,640円
土日会員		5,400円	8,640円
法人会員A		15,120円	
法人会員B	I	21,600円	
	II	43,200円	

但し、消費税を含んでいます。

- 2 法人会員は次の資格区分とします。

- (1) 法人Aは二名連記式を会員資格とする。

但し、イ. 二名連記を変更することが出来ます。

ロ. 変更手数料は1人2,160円(消費税を含みず)を頂きます。

- (2) 法人Bで月25枚のチケットを発行する会員資格Iとする。

- (3) 法人Bで月55枚のチケットを発行する会員資格IIとする。

- (4) 本会則第5条(2)号ロの変更手数料は2,160円(消費税を含みます)を頂きます。

(利用料)

第4条 会則第14条による本クラブAコース会員の施設利用料

金は次表とおりにします。

利用料

会員種別	利用料
正会員	510円
家族会員	510円
イブニング会員	510円
デイトム会員	510円
土日会員	510円
法人会員A	510円
法人会員B	1,020円

但し、消費税を含んでいます。

- 2 会則第14条による本クラブBコース会員の施設利用料金は要りません。
- 3 施設利用の都度フロントへ支払いして頂きます。
- 4 会員種別時間外での施設利用は、別途1080円(消費税を含みます)を頂きます。

(テニスコート利用)

第5条 テニスコートは会員及びビジター何れも全てが、本クラブの利用料を支払い、第4項の使用料金を支払ったグループが使用できます。

- 2 ビジターの利用は本則第9条のビジター料金になります。
- 3 会則第14条による本クラブBコース会員は本クラブの施設利用料の必要はありません。
- 4 テニスコートの使用料金は次表のとおりとします。

テニスコート使用料金(1面当り)

使用時間	11:00~17:00	17:00~22:30
1	540円	1,080円
2	1,080円	2,160円
3	1,620円	3,240円

但し、消費税を含んでいます。

イ テニスコートの利用は予約制としフロントで予約して頂きます。

ロ 詳しくはフロントにお尋ねください。

(入会手続き)

第6条 会則第7条の入会手続きは次の各号のものを用意して所定の手続きを行うものとする。

- (1) 入会金
- (2) 月会費 2ヵ月分
- (3) 金融機関通帳(口座番号と通帳届出印鑑)
- (4) 顔写真2枚(4cm×3cm)

(入会金の支払方法)

第7条 会員は本則第2条に定める入会金を次のとおり支払うものとします。

- (1) 支払方法は現金又は本クラブ指定の支払方法とします。

(会費の支払方法)

第8条 会員は本則第3条に定める会費を次のとおり支払うものとします。

- (1) 会員は、本クラブの指定方法による銀行預金口座自動振替によるものとし、所定の書式にて申し込むものとします。

(ビジター料金・支払方法)

第9条 会則第15条に定めるビジターの利用料金及び支払方法は次の各号のとおりとします。

- (1) ビジター1名当たり(利用1回当たり)3,240円消費税を含みます。
- (2) 施設利用の都度フロントに利用料を支払いして頂きます。

(施設利用の範囲)

第10条 会員は、本クラブの全施設をご利用いただけます。

但し、施設によってはご予約頂くか、あるいはご利用時間を制限させていただく場合があります。

(利用時間)

第11条 施設の利用時間は次の各号のとおりとします。利用時間の延長もしくは短縮は、本クラブが決定するものとします。

- (1) 正会員・家族会員・法人会員A・法人会員B  
火曜日～金曜日・・・11:00～23:00  
土曜日・・・11:00～22:00  
日曜日・・・11:00～20:00
- (2) イブニング会員  
火曜日～金曜日・・・17:00～23:00  
土曜日・・・16:00～22:00  
日曜日・・・15:00～20:00
- (3) デイトム会員  
火曜日～日曜日・・・11:00～17:30
- (4) 土日会員  
土曜日・日曜日・祭日・・・全営業時間

- 2 受付終了時間は閉館時間の1時間前とさせていただきます。
- 3 施設利用時間はロッカー、浴室以外については、閉館30分前とさせていただきます。

(団体会員)

第12条 本クラブの趣旨に賛同される満16歳以上の方の団体で、本クラブが入会を認めた団体を団体会員とします。

- 2 前項の団体とは5名以上のグループを言う。  
但し、5名に欠員が生じたときはその資格を失うものとします。
- 3 入会は同一種別で同一コースとする。
- 4 団体の代表者が細則第6条の入会手続きを取って頂きます。
- 5 団体の構成員名簿を提出して頂きます。
- 6 入会により本クラブの会員資格を取得後は本クラブ会則が準用されます。

但し、次の料金で施設の利用ができます。

- イ 入会金 1団体当り細則第2条の料金
- ロ 月会費 1人当り細則第3条の料金

ハ 使用料 1人当り細則第4条の料金

7 諸般の事情によりこの規程を廃止することが出来ます。  
(家族サービス)

第13条 会員の家族は次にいずれかに該当する期間の11:00～17:30の時間は会員同伴の場合は510円の利用料で施設の利用が出来ます。

但し、会員の利用規程時間内を条件とする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 祝祭日
- (3) 夏休み・冬休み・春休み

2 第1項の家族とは会員と5歳以上16歳未満の同居している方を言います。

3 施設の利用はプール・体育室のみとなります。

4 第1項の同伴の家族は、他の会員に迷惑をかけない方とします。

5 満16歳未満の方にはロッカーの貸し出しは致しません。

6 諸般の事情によりこの規程を廃止することが出来ます。

(他クラブからの転入)

第14条 他クラブで1年以上在籍していた事を証明する次の各号のものを提示して頂くことにより入会金免除で転入でき、本クラブ会員となります。

- (1) 会費の領収書
- (2) 銀行口座の引き落とし通帳
- (3) 在籍証明書など

但し、退会後3ヶ月以内とさせていただきます。

2 転入は本クラブ会則5条が適用されます。

3 入会手数料2,160円(消費税を含みます)を頂きます。

(体験会員)

第15条 本クラブ入会体験希望者は2週間4,320円(消費税を含みます)で体験会員になることが出来る。

但し、以前会員だった方、又は体験を受けた方は除きます。

(1日体験会員)

第16条 本クラブ入会体験希望者は1日の体験が無料で受けられます。

但し、以前会員だった方、又は体験を受けた方は除きます。

(休 会)

第17条 会則第8条に定める本クラブの休会届けの手続きは、次の各号のとおりとします。

- (1) 休会届は、当月の10日迄に届けるものとし、休会届を提出した当月の会費は支払うものとし、
- (2) 休会期間は、3ヶ月以上、12ヶ月までとします。
- (3) 休会届を提出し、会員は下記に定める休会費を休会期間に応じて、納入するものとし、

休会費 1ヶ月につき2,160円(消費税を含みます)

(会員の種別、コースの変更)

第18条 会員の種別・コースは、3ヶ月継続後、変更できるも

のとします。

2 前項の変更による入会金は精算して頂きます。

3 月会費と利用料は変更後の会員種別及びコースの料金になります。

(休 館 日)

第19条 本クラブの年間休館日は、次の各号のとおりとします。

- (1) 定期休業日・・・毎週月曜日
- (2) 本クラブの指定する年末年始
- (3) 本クラブの指定する夏季休業期間
- (4) 本クラブ施設改修に伴う期間
- (5) 本クラブの指定する臨時休業期間
- (6) その他、天災地変等、やむを得ない事由による休業期間

(届け出変更事項)

第20条 会員は、住所・連絡先等入会申込書記載事項に変更があった場合には、速やかに変更届を提出するものとします。

(金額の改定)

第21条 本クラブは、入会金・会費・その他諸料金については、会員募集要項の変更、経済情勢の変動等により、改定させていただく場合があります。

(制定・改正、廃止)

第22条 本細則の制定・改正、廃止は、本クラブが定め、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

付 則

(施行期日)

第23条 本規程は平成8年4月1日より施行する  
平成15年4月1日一部改正

平成18年5月1日一部改正

平成21年4月1日一部改正

平成22年12月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正(会員種別増設)

平成27年4月1日一部改正(時間外利用導入、入会金・消費税改正に伴う料金改定)